

議会のしくみと役割

湧別町をより住みよい町にしていくために、町民の皆さんが話し合い、意志を決定していくことが地方自治の基本ですが、全町民が一堂に会することは大変困難です。町民の声を町政に反映させるため、その代表者として選ばれた町議会議員が集まって、町民生活のさまざまな課題を慎重に審議し、町の条例や予算などを決定するほか、町政が適正に行われているのかチェックしていくところが町議会です。

町議会は議決機関といわれ、これに対し町議会で決定されたことをもとに仕事を進める町長や教育委員会などを執行機関といい、互いに独立した対等な立場で、抑制し均衡を保ち、協力しあって町政を適正に運営するしくみとなっています。

また、町議会には議決、同意、調査、意見書提出、請願および陳情受理などさまざまな権限があります。

議員定数と任期

議員定数は、条例で定められた13人です。

議員任期は、法律で定められた4年です。（現議員の任期は、平成29年11月14日までです。）

議会の組織と会議

常任委員会	議会に常設されている委員会で、町の事務をそれぞれ分担して専門的な調査研究と請願や陳情などの審査を行います。 ・総務厚生常任委員会6人 ・産業文教常任委員会6人
議会運営委員会	議会の円滑な運営を図るために設置される委員会で、主に議会の運営に関する事項の協議や議長の諮問に関する事項を調査します。 ・議会運営委員会5人
特別委員会	必要に応じて議会の議決により設置される委員会で、その調査等が終了するまでの間設けられます。 ・議会広報編集特別委員会4人（平成29年4月現在、議会だより編集のため設置）
本会議	町長や議員から提出された議案や、町民からの請願・陳情などを審議し、最終的な意思を決定します。定例会と臨時会があり、定例会は年4回（3月、6月、9月、12月）開催され、臨時会は必要に応じて開催されます。
全員協議会	必要に応じて開催するもので、全議員が集まり、議案の審査や議会の運営に関し協議、調整を行います。

請願・陳情

請願は、国民に認められた憲法上の権利の一つで、国または地方公共団体の機関に対して希望を述べるものです。請願書を議会へ提出する場合は町議会議員の紹介が必要で、議会で採択されると町長等の執行機関に送付され、議会と執行機関に実現への努力が要請されます。

陳情は、町議会議員の紹介を必要としませんが、議会へ提出する場合は持参することとなり、その処理を請願に準じるものかどうかを協議することになります。

会議等の傍聴

本会議や各委員会の会議は、一般公開していますので、議場や委員会室で傍聴できます。ただし、秩序を乱したり会議を妨害する行為があった場合は入場できません。

また、テレビ放映をしていますので、議場に入らなくても会議の様子を見ることができます。

【テレビ放映場所】役場湧別庁舎1階、上湧別コミュニティセンター1階、文化センターTOM